

Monthly Note

vol.102

(全労済協会だより)

Think Tank of Mutual aid 相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

- 2015年度公募委託調査研究を募集しています 1
募集のメインテーマは「社会連帯への架け橋」です。
- 2015年春期退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座【東京開催】報告 2
2015年6月4日(木)東京・新宿にて研修会を開催しました。
- 研究報告誌を刊行しました 2
課題別研究シリーズ④「地域の新しいニーズに応えるシニア層の社会参加」を刊行しました。
- 連載コラム⑥「平成27年度税制改正について」 3
平成27年度税制改正における変更点等について解説いただきました。
税理士 関口 邦興 氏
- 法人自動車共済保険のご案内 4
法人自動車共済保険の保障について紹介します
- 全労済協会からのお知らせ 4
●当面のスケジュール

2015年度公募委託調査研究を募集しています

当協会では、勤労者の福祉・生活に関連するテーマの調査・研究を募集しております。概要は下記のとおりです。
①応用・先進的研究への研究機会の提供、②主に若手新進研究者を対象とした研究の機会の提供の観点で採用を予定します。多数のご応募をお待ちしております。

2015年度公募委託調査研究の概要

メインテーマ：「社会連帯への架け橋」

メインテーマ「社会連帯への架け橋」について

近年、非正規雇用の拡大等、雇用は不安定化し、これまでの安定した雇用環境を前提とした社会保障の仕組みからこぼれ落ちる人々が増大し、さらに人と人との相互依存関係も薄れて社会から孤立化するなど、不安が日本社会全体に広がっています。個々人が助け合い、様々な制度・組織が連携することにより、社会全体で連帯し、共同の利益を実現させることが求められていることを当協会では重要な課題として捉え、我が国の勤労者の福祉、生活、共済に関する社会科学分野の調査研究計画を公募します。

募集期間：2015年6月15日(月)～8月31日(月)17時(当協会必着)

委託調査研究費総額：600万円(数件程度の採用を予定)

☆詳しくは、当協会ホームページの「シンクタンク事業-調査研究活動」の「公募委託調査研究」ページをご覧ください(募集要項、応募の留意点を掲載しております)。

2015年春期退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座 〔東京開催〕報告

【東京会場】（参加者 54 名）

6月4日（木）に東京・新宿において、2015年春期退職準備教育研修会／コーディネーター養成講座を開催し、労働組合の執行部の方を中心に54名の参加がありました。

本研修会は、労働組合等における退職準備教育の普及・推進のための研修企画者・コーディネーターの養成を目的として1992年から実施しており、今回で通算44回目となりました。

研修では、当協会作成のテキスト『実りあるセカンドライフをめざして』を中心に講義を行い、定年退職後のセカンドライフに向けての基礎的な知識習得の他、研修を開催する際の説明のポイントや話術、ワークを用いた「気づき」や「発見」も重視しました。

冒頭に「セカンドライフの生き方」を想像するグループワークも体験。マスメディア等で活躍されている生活経済ジャーナリストのいちのせ かつみ氏に、講義の話術等も含めてご講義いただきました。

続いて、現在の生活を見つめて将来を計画する「準備の必要性」として、「暮らしの確認と見直し」、また退職者に関わる「税金」「退職金を受け取ったあとに気をつけたいこと」「相続」などの生活経済について、ファイナンシャルプランナーの浅田 里花氏にご講義いただきました。

最後に、「公的年金」「健康保険」「雇用保険」制度の概要・請求手続きについて、ファイナンシャルプランナー・社会保険労務士の望月 厚子氏にご講義いただき、退職前後に自分で手続きする際のポイント、そのために事前に知識を得ることの重要性や困ったときに相談する窓口はどこかなど、実践的な内容を学びました。

経験豊富な講師陣から、実際にあった相談などの具体例もたくさんお話いただき、参加者からはとてもわかりやすかったとの声を多くいただきました。

今回は11月16日（月）に大阪で開催を予定しています。



グループワークの風景



望月氏の講義風景

研究報告誌を刊行しました

当協会では、「課題別調査研究」として、勤労者の福祉・生活を巡る諸課題についての研究を実施しております。

このたび、2013年から2014年にかけて実施した「シニア層の社会参加活動研究」の研究成果として、課題別研究報告誌「地域の新しいニーズに応えるシニア層の社会参加」を刊行しました。同報告誌は、放送大学副学長の宮本みち子氏に研究リーダーを委託し、地域社会での活動に勤しむシニア世代の方々に対してインタビュー調査等を実施した結果をとりまとめたものです。

同報告誌をご希望の方は、当協会ホームページの「シンクタンク事業 — 報告誌の刊行（報告誌ライブラリー）」の「課題別研究報告誌」ページからお申し込みください。

●課題別研究シリーズ④「地域の新しいニーズに応えるシニア層の社会参加」

新刊



平成27年度税制改正では、法人税率が25.5%より23.9%への引下げ、消費税率10%の引上げ時期が平成29年4月1日(改正前:平成27年10月1日)への、変更等があります。

一方、個人に関わる改正では、高齢者層から若年層へ資産の早期移転を促進する措置等を講じており、主な改正の概要につきまして説明いたします。

1. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(子・孫ごとに1,000万円まで非課税)

少子化等の対応として、子や孫の結婚・妊娠・出産・育児に要する資金を支援するため、贈与税の非課税措置を創設しています。

- (1) 贈与者(父母・祖父母)は、金融機関に受贈者(20歳以上50歳未満の子・孫)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出した場合、子・孫ごとに1,000万円までが非課税となります。なお、用途が結婚に際して支出する費用で一定のものは300万円までが非課税となります。
- (2) 契約期間中に贈与者が死亡した場合、残額があれば、贈与者から相続により取得したものとみなして、相続税法の規定が適用されます。
- (3) 受贈者が50歳に達する日に口座は終了し、残額があれば、贈与税の課税価格に算入されます。
- (4) 適用期限は平成27年4月1日～平成31年3月31日までの間となります。

2. ジュニアNISA(未成年者非課税口座)の創設等

若年層・投資未経験者への投資家のすそ野拡大等の観点から、ジュニアNISAを創設しています。

また、現行のNISAについて年間の投資上限額を平成28年から120万円(現行100万円)に引き上げます。

ジュニアNISAの概要

- (1) 非課税対象
20歳未満の人が開設するジュニアNISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益が非課税
- (2) 年間投資上限額80万円
非課税投資額は最大400万円(80万円×5年間)
- (3) 口座開設期間
平成28年～平成35年までの8年間
- (4) 運用管理
親権者等代理又は同意の下で投資、18歳になるまで原則として払出しは不可となります。

3. 空家等対策推進法に基づく固定資産税・都市計画税の特例除外措置の創設

全国で老朽化した空家の減少と有効活用を目指した「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年5月26日に施行されています。

空家が放置される理由の一つに、空家の敷地でも住宅用地の特例措置(固定資産税・都市計画税の課

税標準の減額)が、適用されるからとの指摘があります。

空家の所有者が、当該特別措置法に基づく自治体の助言・指導に応じず警告に至ると、次の特例措置の対象から除外するとされています。

- (1) 小規模住宅用地(1戸につき200㎡以下の部分)の特例
 - ① 固定資産税の課税標準1/6に減額
 - ② 都市計画税の課税標準1/3に減額
- (2) 一般住宅用地(200㎡超の部分・床面積の10倍まで)の特例
 - ① 固定資産税の課税標準1/3に減額
 - ② 都市計画税の課税標準2/3に減額

4. 住宅ローン控除の適用期限延長

消費税率10%への引上げ時期の変更(平成29年4月1日)に伴い、住宅ローン控除の適用期限が平成31年6月30日(改正前:平成29年12月31日)まで1年6ヶ月延長されています。

- (1) 一般住宅ローン控除
 - ① 借入限度額4,000万円
 - ② 控除率1.00%
 - ③ 各年の控除限度額40万円
 - ④ 最大控除額400万円
- (2) 認定住宅ローン控除
 - ① 借入限度額5,000万円
 - ② 控除率1.00%
 - ③ 各年の控除限度額50万円
 - ④ 最大控除額500万円

(注)上記金額は、住宅の取得等に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額となります。それ以外の場合の借入限度額は、一般住宅2,000万円、認定住宅3,000万円となります。

5. ふるさと納税制度の拡充

都道府県・市区町村への寄附金のうち、一定の金額まで所得税・個人住民税より控除できる制度(ふるさと納税制度)について、次の見直しが行われています。

- (1) 特例控除額の限度額が個人住民税所得割の20%(現行10%)に引き上げられています。
- (注)平成28年度分以後の個人住民税について、適用されます。
- (2) 確定申告不要な給与所得者が平成27年4月1日以後のふるさと納税から、寄附先の地方自治体に寄附の控除申請を要請することで、原則として確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が設けられています。

平成27年度税制改正の詳細につきましては財務省HP「税制改正の概要:財務省」等を参照願います。
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/

(執筆:税理士 関口邦興)

法人自動車共済保険のご案内

お車の購入(買い替え)が多い季節がやってまいりますが、万一の時への備えは確認されていますか？

ご加入いただける団体

- (1) 労働組合および連合会
- (2) 生活協同組合および連合会
- (3) 労働金庫および連合会
- (4) 中小企業サービスセンター・勤労者共済会・勤労者互助会
- (5) 上記記載の(1)～(4)に準ずると全労済協会が認めた団体

主な保障内容

- 対人賠償(最高無制限) ●対物賠償(最高無制限) ●自損事故保険(1,750万円)
- 搭乗者傷害保険(最高1,000万円) ●無保険車傷害保険(最高2億円)

法人自動車共済保険は、等級別料率割引制度

- (1) 初めてご契約される場合(事故のない場合)

▶ 6等級からの加入となります。

重要なお知らせ

- (2) 2台目以降のお車で新たにご契約をされる時

▶ 現在、加入されているお車の等級が11等級以上の場合、新たにご契約をされる2台目以降のお車は、一定の条件を満たせば7等級が適用されます。

重要なお知らせ

- (3) 他社の自動車保険(共済)の等級も引継ぎできます

▶ 他の自動車保険(共済)に契約があり、無事故割引等の適用を受けている場合、その保険(共済)の保険(共済)証券写しをご提出いただければ、その適用等級を継承することができます。

2014年度(2014.06 - 2015.05)の加入実績と保険金支払状況

- 加入実績: 3,363台
- お支払実績: 125件 23,189,015円
- ※ 2015年5月31日時点の実績です



資料請求・お見積り、保障見直し相談はお気軽に

ここに記載している内容は、法人自動車共済保険制度内容の一部抜粋であり、その他、加入に際しては様々な諸条件がございます。詳しい資料のご請求ならびに、お見積り等をご希望される場合は、お気軽にお問い合わせください。

また、現在、既にご契約をいただいている団体様で、現在の契約内容を確認されたい場合や、保障内容の見直しをご希望、または、ご検討中の場合などでも、お気軽にご相談くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ電話番号(代表) 03-5333-5126

全労済協会からのお知らせ

●全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な内容など
6月15日(月)～8月31日(月)	2015年度公募委託調査研究の募集	
7月28日(火)	第148回理事会	2014年度事業報告、役員改選 他
8月28日(金)	第48回評議員会	2014年度事業報告、役員改選 他
8月28日(金)	第149回理事会	代表理事・業務執行理事の選定 他

Monthly Note (全労済協会だより) vol.102 2015年7月

発行: **全労済協会**
一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木剛 編集責任者: 安久津正幸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
TEL. 03-5333-5126 (代表) FAX. 03-5351-0421
《ホームページ》 <http://www.zenrosaikyokai.or.jp/>